



平成18年5月17日

各 位

会社名 株式会社 九 電 工
代表者名 代表取締役社長 河部 浩幸
コード番号 1959
上場取引所 東証一部、福証
問合せ先 法 務 室 長 大楠 茂隆
(TEL092-523-6386)

内部統制システム構築に関する基本方針の決議のお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、九電工行動憲章を制定し、繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- (3) コンプライアンス担当部署を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、教育の実施によるマニュアルを周知徹底する。また、各担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- (4) 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築するとともに、従業員が直接報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- (5) コンプライアンス担当部署は、従業員から報告・通報を受けた場合、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ、コンプライアンス委員会に報告し、全社的な再発防止策を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長は、文書管理取締役を任命し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適正に保管させる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、法務室が行うものとする。
- (2) 内部監査室を設置し、当社各部署及び各支店並びにグループ各社のリスク管理の状況を監査するとともに、その結果を定期的に担当取締役様に報告する。また、担当取締役は、改善策を審議・決定し、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 組織及び職務権限規程において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。
- (2) 代表取締役社長が指名する取締役を構成員とする常務会を設置し、取締役会の議事を充実させるように事前に検討を行うとともに、効率的な業務の執行が行えるように調整する。
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、ITを活用した月次・四半期業績管理を実施する。

5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社がコンプライアンス体制を構築できるよう指導助言するとともに、当社及びグループ会社間での情報の共有化を図る。
- (2) グループ会社に対して事業及び経理に関する報告を担当部署から各々定期的に求めるとともに、当社グループに重大な影響を与える事項については、当社との事前協議を行う。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役室を設置し、専属の従業員を配置し、監査業務を補助するものとする。
- (2) 監査役会は監査役室に属する従業員の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 監査役会に報告すべき事項を定める規定を制定し、取締役は、次に定める事項を報告する。
 - ① 取締役会で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ その他のコンプライアンス上重要な事項
- (2) 従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重大な事実を発見した場合、監査役に直接報告することができるものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (2) 監査役会に対して、外部の専門家を活用するための予算措置を行い、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

以 上